

## 「第5次北海道食の安全・安心基本計画(素案)」への意見

(ふりがな)	ほっかいどうしょうひしゃきょうかい たけの しんじ		学生等
氏名 ※団体の場合は、 団体名及び担当者名	一般社団法人 北海道消費者協会 専務理事 武野伸二		
住所	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟	
連絡先	電子メール	<a href="mailto:do@syouhisya.or.jp">do@syouhisya.or.jp</a>	
	電話番号	011-221-4217	
ページ数	意見		
1P 計画策定の趣	<p>・食の安全・安心は量の確保も重要          条例前文にあるとおり、「食は人の生命の基本」である。しかし、コロナ禍やウクライナ侵攻にみるように、食料自給率がカロリーベースで38%しかない日本の食料安全保障は大きく揺らいでいる。ド・ゴール元フランス大統領は「食料自給率が100%ない国は、独立国家とは言えない」とまで言い切っており、食の安全・安心は量の確保も極めて重要である。よって本計画の趣旨(理念)に「食料自給率の向上」という視点を盛り込むべきである。</p>		
21P クリーン農業及び有機農業の推進	<p>・クリーン農業及び有機農業の推進は公共調達がかギ          「現状」に「消費者、流通企業等の理解、認知度を高め、流通・消費の拡大を図る必要があります」とあるが、北海道をはじめとする行政機関の役割が見えない。生産拡大には、まず消費が必要であり、生産者の経営が成り立たなければならない。そのためには「呼び水」的な公共調達がカギを握る。学校給食などに地元産の「クリーン及び有機農業」を活用することが消費拡大の起爆剤になる。千葉県いすみ市のように学校給食に地元産の有機栽培米を全量使う自治体が増えている。</p>		
25P 遺伝子組み換え作物の栽培による交雑及び混入防止	<p>・GM条例のなし崩し的な運用を危惧          GM条例は、全国に誇れる先進的な内容であったが、遺伝子組み換え花卉流通のために規制が大幅に緩められた。例えば、ユリは、花は鑑賞用としても、根は食用になる。「現状」にある「社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています」が今後もGM条例の緩和につながることはないよう切に希望する。</p>		
31P 農薬の適正な使用等	<p>・農薬の厳正な使用について          「みどりの食料システム戦略」に基づく、農薬使用量の削減は歓迎するが、現在、使用される農薬の中にはネオニコチノイド系やグリホサート系など発がん性の危惧があるものがある。使用した農業者の毛髪から残留物が確認され、消費者としても大いに危惧するものであり、使用の厳格化を求めたい。</p>		
38P 適正な表示の促進	<p>・ゲノム編集技術応用食品の表示について          37P「第3 道民から信頼される表示及び認証の推進」にある「道民の安全で安心な食品の選択に資するため、国に対し、ゲノム編集技術を利用した食品の表示など、消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を要望します」の実現を強く希望する。消費者の選択の権利は、情報により裏付けられ、消費者に分かる適切な表示は欠かせない。ゲノム編集技術を応用した食品はトマト、マダイ、トラフグ、子実トウモロコシに拡大しており、「ゲノム表示」は消費者の不安を減らすことに資すると考える。</p>		
48P 道民の役割	<p>・計画の推進体制における道民の役割          北海道食の安全・安心条例に規定されていることではあるが、「道民の役割」として第1項「道民は(中略)適切に行動し、(中略)知識及び理解を深めるよう努めなければならない」は、上位下達的な表現に感じる。第2項「道民は(中略)国等の施策に協力するよう努めるものとする」は、無原則的に国等の施策に従うことを求めるのか。どちらも今日的な表現の見直しが必要と考える。</p>		
45P ミスプリ	<p>「現状」5行目「国産国章」は「国産・国消」の誤りではないか。</p>		

【提出先・問い合わせ先】  
北海道農政部食の安全推進局食品政策課  
住 所：〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
電 話：011-204-5427  
電子メール：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

※ この用紙以外で御意見をお寄せいただく場合は、氏名・住所・連絡先が分かるようにしてください。

※ 御意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがありますが、その他の氏名、連絡先については公表しません。